

議案第 57 号

尾張市町交通災害共済組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日限りで尾張市町交通災害共済組合が解散することに伴い、尾張市町交通災害共済組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 3 日提出

大口町長 鈴木雅博

（提案理由）

この案を提出するのは、尾張市町交通災害共済組合の解散に伴い、事務の承継団体を規約に明記する必要があるため、組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

尾張市町交通災害共済組合同規約の一部を変更する規約

尾張市町交通災害共済組合同規約（昭和44年9月1日指令地第116号）の一部を次のように変更する。

本則に次の1条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第9条 組合の解散に伴う事務は、北名古屋市が承継する。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可があった日から施行する。

尾張市町交通災害共済組合規約の一部変更新旧対照表

新	旧
<p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p><u>(解散に伴う事務の継承)</u></p> <p>第9条 <u>組合の解散に伴う事務は、北名古屋市</u> <u>が承継する。</u></p>	<p>(経費の支弁の方法)</p> <p>第8条 略</p>